

## 貸 借 契 約 書 (案)

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を広告付庁舎等案内板敷として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、令和6年2月1日から令和11年1月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、以下のとおりとする。

年 度	貸 付 期 間	貸付料（年額）
令和5年度	令和6年2月1日から 令和6年3月31日まで	金 円 （消費税及び地方消費税 円を含む）
令和6年度～ 令和9年度	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで	年額 金 円 （消費税及び地方消費税 円を含む）
令和10年度	令和10年4月1日から 令和11年1月31日まで	金 円 （消費税及び地方消費税 円を含む）

（貸付料の支払）

第6条 乙は、貸付料を、甲が発行する納入通知書により甲の指定する期日までに納入しなければならない。

（電気料及びその支払）

第7条 乙は、広告付庁舎等案内板に係る電気料を甲が発行する納入通知書により甲の指定する期日までに納入しなければならない。

（貸付料の改定）

第8条 甲は、経済事情の著しい変動又は消費税及び地方消費税の税率の変動その他正当な理由がある場合は、貸付料の増額を請求することができる。

（遅延利息）

第9条 乙は、第6条及び第7条に定める支払を遅延したときは、その遅延日数に応じ、遅延金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合により算定した額を甲に支払わなければならない。この場合における日割の計算に用いる1年間の日数は、閏年の日を含む期間についても365日とする。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるも

のとする。

(契約不適合責任)

第 10 条 乙は、この契約締結後、貸付物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸すること。
- (2) この契約に基づく広告付庁舎等案内板の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託すること。
- (3) この契約の目的外に使用すること。

(使用上の制限)

第 12 条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の原状を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

(修繕義務)

第 13 条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件の維持管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

(滅失又はき損等の通知)

第 14 条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(実地調査等)

第 15 条 甲は、貸付物件について随時その使用を実地に調査し、又は必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
  - (2) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
  - (3) この契約に係る宮崎県庁広告付庁舎等案内板設置者募集要項（以下「募集要項」という。）に定める応募資格要件について、偽って応募したことが明らかになったとき、又は応募資格要件を満たさなくなったとき。
- 2 甲は、乙が公有財産借受申請書に掲げる誓約事項に違反したときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 3 乙は、賃貸借期間中において、本契約の解除を請求しようとするときは、解除しようとする日の3か月前までに理由を付した書面を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の規定による解除の請求について、その理由が真にやむを得ないものとして認められる場合、本契約の解除を認めるものとする。

(貸付物件の返還)

第 17 条 乙は、貸付期間が満了した場合は当該期間満了の日に、又は、前条の規定によりこの契約が解除された場合は甲の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復した

上、これを、甲に返還しなければならない。

(貸付料の返還)

第 18 条 甲は、貸付期間の中途において、乙の責めに帰すことのできない事由により契約を解除するときは、既に乙が納入した貸付料のうち未経過期間に対応する貸付料を乙の請求に基づき、乙に返還する。

2 前項の場合において、原状回復に要した費用、広告付庁舎等案内板の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、これを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙において、当該物件を原状に回復した場合には、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第 20 条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(その他遵守事項)

第 21 条 乙は、貸付物件を使用するに当たり、募集要項に定める公募条件等を遵守するものとする。

(協議)

第 22 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

貸貸人 甲 宮 崎 県

賃借人 乙

物件の表示

財産名称	所在地	貸付面積
宮崎県庁本館 1 階ホール	宮崎県橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号	$m^2$ 〔 幅 m × 奥行 m 〕 〔 幅 m × 奥行 m 〕